河野消費者スマイル基金理事長と自見大臣による岸田総理大臣表敬

~消費者スマイル基金への一層の支援を~

【表敬の模様】

2024年9月18日、NPO法人消費者スマイル基金の河野康子理事長と自見はなこ消費者及び食品安全担当大臣(当時)が総理大臣官邸に岸田文雄総理(当時)を表敬しました。

冒頭、自見大臣から、NPO法人と して2017年4月に設立された消費 者スマイル基金の紹介がありました。続けて、自見大臣から、消費者庁



左から、河野康子理事長、岸田文雄総理、自見はなこ大臣

が設立から15年の節目を迎える中、今後、消費者行政を大きく展開していくためには、消費者分野に民間の活力を呼び込む必要があること、また、消費者スマイル基金の活動は、事業者と消費者が協働で安心・安全な社会を作っていくという観点で非常に意義のあること、制度の生みの親である岸田総理への表敬をきっかけに、消費者スマイル基金に一層の支援が集まるよう、国が支援している制度だということを事業者や国民に広く周知していきたい旨のご発言がありました。

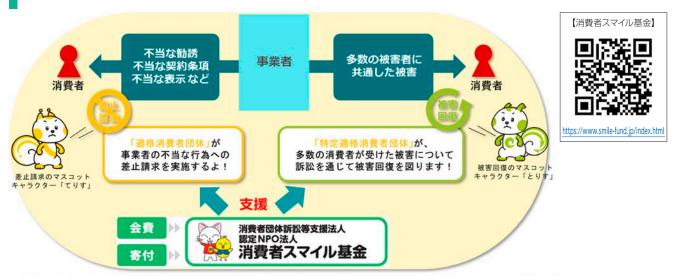
河野理事長からは、基金のこれまでの活動内容や消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体への支援が十分ではない現状、事業者と消費者による協働と共創を考える機会としてもらうとともに、双方に制度趣旨に共感いただくため、本年7月に消費者志向経営セミナーを開催したこと、今後も基金の充実に向けて積極的に活動したい旨の決意が述べられました。



岸田総理からは、かつて消費者庁の設立 や消費者契約法改正による消費者団体訴 訟制度の創設に携わった経験を踏まえ、消 費者スマイル基金の活動や消費者団体訴 訟制度の重要性に理解を示す旨の発言が ありました。また、消費者団体訴訟制度が 専門家のボランティアによって支えられ ている現状に言及しつつ、今後の活動に向 けた励ましのお言葉がありました。

消費者行政トピックス

消費者スマイル基金について



(特定)適格消費者団体の活動はいずれも公益性の高いものであり、特に差止請求関係業務は、その業務で収益を得ることができないため、**これらの活動は、多くの専門家のボランティアで支えられているのが実情。**

NPO法人 消費者スマイル基金

消費者スマイル基金が目指すイメージ

■消費者・企業の会費や寄付などを、全国の(特定適格消費者)団体等の活動のつなぎ、健全な市場の実現を目指します。



【消費者団体訴訟制度(COCoLiS)】

内閣総理大臣が認定した消費者団体(適格消費者団体及び特定適格消費者団体)が、消費者に代わって事業者に対して申入れ等をすることができる制度です。

具体的には、事業者の不当な行為に対して、適格消費者団体が、不特定多数の消費者の利益を擁護す

るために、差止めを求めることができる制度(差止請求)と、不当な事業者に対して、特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度(被害回復)があります。

また、この制度の実効的な運用を支えるために、内閣総理大臣の認定を受けた法人を「消費者団体訴訟等支援法人」といいます(2023年12月20日、消費者スマイル基金を認定)。

